

福岡県医発第464号（総）

平成17年5月30日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋 康 弘



「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」及び
「あじさいキャラバン」について

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がまいりました。

つきましては、貴会におかれましても、本件について充分にご留意いただき、医療に関する提案に注視しながら、管下の行政に対しての情報収集並びに本会への情報提供についてご高配方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽・友清 明

(地Ⅰ35)

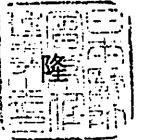
平成17年5月26日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会常任理事

土屋



「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」及び「あじさいキャラバン」について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、医療の規制改革につきまして、本会では、「生命・身体・健康」を犠牲にしてまで経済活性化を図る考え方は絶対に容認しない、現在の医療制度、医療保険制度を根底から覆すことは許さない、という方針を今後も堅持していく所存であります。

今般、政府では、例年どおり構造改革特区の提案や全国規模の規制改革（市場化テストを含む）の要望等に関する提案募集を6月1日より1ヶ月間行う予定です。また、担当官が全国21箇所へ赴く「あじさいキャラバン」と称する説明・相談会も企画されております。

いずれにせよ、今回も、貴会管下の地方公共団体、各種団体・企業、個人等より多くの医療に関する提案がなされることが予想されます。これまでと同様、貴会管下の動きについて注視いただくとともに、医療に関する提案には素早く対応していただきますようお願い申し上げます。

また、全国の医師会が情報を共有し、もって、経済活性化目的の医療の規制改革に対処するため、本会への情報提供につきご協力を賜りますようお願いいたします。





平成17年5月18日

特区、地域再生、規制改革等の提案募集について

～「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」及び「あじさいキャラバン」の実施について～

内閣官房	構造改革特区推進室
内閣官房	地域再生推進室
内閣府	規制改革・民間開放推進室
内閣府	市場化テスト推進室

政府では、平成17年6月1日から30日までの期間を「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」とし、特区・地域再生における規制の特例措置・支援措置の提案及び全国で実施すべき規制改革・市場化テストを含む民間開放の要望の提案を同時に受け付けます。

また、これにあわせ、これまでの政府における規制改革等の取り組みや、具体的な提案方法等の説明、個別案件の相談を行う「あじさいキャラバン」を全国21カ所において開催いたします。

1. 「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」について

① 内容：

構造改革特区に関する規制改革の提案(第7次提案)、地域再生に関する支援措置の提案(第3次提案)及び全国で実施すべき規制改革・市場化テストを含む民間開放の要望に関する提案を同時に受け付け、その提案・要望の実現に向けて、構造改革特区推進室、地域再生推進室、規制改革・民間開放推進室、市場化テスト推進室が連携して関係府省庁との調整を行い、その結果について政府の対応方針として決定するものです。

② 提案・要望主体：どなたでも提案できます。

③ 受付期間：平成17年6月1日から30日

※詳細は、[\(別添1\)](#)をご参照下さい。

2. 「あじさいキャラバン」の実施について

① 内容：

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」にあわせ、職員が全国各地に出向き、その趣旨を説明するとともに、各地の地方公共団体、民間企業等からの具体的なご提案、ご要望、ご質問を承る個別の相談会を実施する「あじさいキャラバン」を実施します。

② 開催地:全国21カ所

(秋田市、宇都宮市、郡山市、山形市、千葉市、東京都文京区、岐阜市、岡崎市、
四日市市、大津市、奈良市、和歌山市、鳥取市、松江市、福山市、周南市、高知市、
長崎市、北九州市、熊本市、鹿児島市)

※詳細は、(別添2)をご参照下さい。

(お問い合わせ・連絡先)
内閣官房構造改革特区推進室・地域再生推進室

杉山(03-5521-6623)
永田(03-5521-6612)

内閣府 規制改革・民間開放推進室
横田(03-5501-2826)
安藤(03-5501-2819)



(別添1)

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」 (平成17年6月1日～30日)について

内閣官房構造改革特区推進室
内閣官房地域再生推進室
内閣府規制改革・民間開放推進室
内閣府市場化テスト推進室

1. 趣旨

平成17年6月1日から30日までの間、以下のような提案・要望を募集する「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」を実施します。

(1) 構造改革特区に関する提案

- 1) 構造改革特区に関する第7次提案、地域再生に関する第3次提案を受け付けます。
- 2) 規制改革に関する提案については、多くの規制改革を可能な限り速やかに、少なくとも構造改革特区において実現するよう、構造改革特区推進室と規制改革・民間開放推進室が連携して取り組みます。
- 3) 地域再生に関する提案については、地域の自主裁量の拡大、縦割り行政の是正、民間活力の活用の観点から、主に、ひとづくりの促進、民間のノウハウ、資金等の活用促進、権限移譲や社会実験などの推進、補助金制度改革の推進に関する支援措置の提案を受け付け、地域再生推進室が、構造改革特区推進室、規制改革・民間開放推進室と連携して取り組みます。また、あわせて、地域再生の中長期的な課題として、省庁横断的な検討が必要な政策テーマについても募集します。この政策テーマの募集については、各省庁への検討要請の対象とはしませんが、関係省庁と調整の上、検討体制の整備について地域再生推進室において検討します。

(2) 全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放の要望

- 1) 全国で実施すべき規制改革要望(特区・地域再生に関する提案以外のもの)について、幅広く受け付け、規制改革・民間開放推進室が取り組みます。
- 2) 国及び地方公共団体の事務・事業の民間への移管、公共施設等の民間による管理・運営、利活用や、運営主体の制限が行われているなど公的関与の強い市場及び公共サービス分野の民間開放の推進といった、市場化テストを含む民間開放に関する要望についても、規制改革・民間開放推進室及び市場化テスト推進室が取り組みます。

2. 提案・要望事項の取り扱い

(1) 関係省庁との調整等

《特区・地域再生で実現を希望》

- 1) 地方公共団体又は民間事業者等が実施したいと考える取組みについては、その具体的内容、目的等を特区・地域再生に関する「プロジェクト」として提出して下さい。これを推進する上で直面する問題の解決策として、構造改革特区で実現しようとする規制改革事項、地域再生のための支援措置の提案を行って下さい。
- 2) 構造改革特区での規制改革事項については、構造改革特区推進室が関係省庁と調整します。その結果「特区で実施」又は「全国で実施」となることがあります。ご提案頂いた内容についての関係省庁の回答、調整の経過については構造改革特別区域推進本部ホームページ上で公開いたします。
- 3) 既に特区で認められている規制の特例措置を全国化する提案については、構造改革特区推進室が中心となって関係省庁と調整を進めます。
- 4) 地域再生の支援措置については、地域再生推進室が関係省庁と調整いたします。調整の経過については原則として地域再生本部ホームページ上で公開しますが、予算編成に関連する事項については、国の予算編成のスケジュールに応じて公開することとなります。また、地域再生の中長期的な課題として、省庁横断的な検討が必要な政策テーマについても募集します。この政策テーマの募集については、各省庁への検討要請の対象とはしませんが、関係省庁との調整の上、検討体制の整備について地域再生本部において検討します。なお、政策テーマの提案は任意であり、必須ではありません。

《規制改革(全国、特区いずれでも可)を希望》

- 5) 規制改革要望であって、全国・特区にかかわらず、いずれかにおいて実現を求めるものについては、構造改革特区推進室が関係省庁と調整を進めます。

《規制改革(特区ではなく全国規模で実現)を希望》

- 6) 全国規模の規制改革要望として提出されたものについては、規制改革・民間開放推進室が関係省庁と調整いたします。さらに、必要に応じて、規制改革・民間開放推進会議においても審議いたします。調整の経過については同会議及び規制改革・民間開放推進本部のホームページ上で公開いたします。

ただし、同様の提案内容が他の主体から特区に関する提案として提出された場合には、原則として構造改革特区推進室が中心となって関係省庁と調整を進めます。(調整の経過については構造改革特別区域推進本部ホームページ上で公開いたします。)

《市場化テストを含む民間開放を希望》

- 7) 市場化テスト(官民競争入札制度)を含む民間開放要望については、規制改革・民間開放推進室及び市場化テスト推進室が関係省庁と調整を進めます。

(2) 政府としての対応方針の決定

構造改革特区での規制改革事項で、「特区で実施」又は「全国で実施」することとなったものについては、本年9月を目途に構造改革特別区域推進本部において決定いたします。

また、地域再生の支援措置については、国の予算編成に関連しないもので実施することとなったものは本年9月を目途に、予算編成に関連するもので実施することとなったものは来年1月を目途に、地域再生本部において決定いたします。

さらに、全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放の要望で実施することとなったものについては、本年9月を目途に規制改革・民間開放推進本部において決定いたします。

3. 応募の方法

(1) 提案・要望主体

どなたでも、提案・要望できます。

(2) 募集期間

平成17年6月1日から6月30日まで

(3) 応募の方法、様式等

応募の方法、様式等の詳細については、以下に示す別紙を参照してください。

1) 構造改革特区又は地域再生に関する提案

募集要領 別紙1: 様式1 (プロジェクト)
様式2 (規制改革事項)
様式3 (支援措置)
様式4 (中長期的政策テーマ)

※ 構造改革特区又は地域再生の提案において、地方公共団体が主体となって民間企業等(個人を含む)と共同提案する場合は、地方公共団体の提案としてご提出ください。なお、地方公共団体と民間企業の連名での提案も可能です。

2) 全国規模の規制改革・民間開放要望

募集要領 別紙2: 様式5 全国規模の規制改革
様式6 市場化テストを含む民間開放

(4) 提出書類、部数等

1) 構造改革特区又は地域再生の提案

- ・提案するプロジェクト毎に提案をプリントアウトした資料:6部
- ・提案するプロジェクト毎に電子媒体 :1式(FD、MO又はCD-R)

2) 全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放の要望

- ・提案をプリントアウトした資料:6部
- ・電子媒体 :1式(FD、MO又はCD-R)

(5) 提出方法

郵送又は持参により提出してください。

- ※ 持参される場合は、上記募集期間の平日の10:00～17:00までの間に、下記(6)の提出先にお越しく下さい。
郵送される場合は、6月30日17時までに必着となるように発送してください。また、表面に「提案書在中」と朱書きしてください。

- ※ 提案・要望の詳細等を確認するために、こちらから問い合わせをする場合があります。最終日近くになると、スケジュールの関係上、このような

確認が十分にできない場合がありますので、可能な限り、早期の提案・要望をお願いします。

※ スケジュールの都合上、期限に遅れたものは提案・要望として取り扱わないことを予めご承知ください。

(6) 提出先

「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放の要望」を提出される場合には、規制改革・民間開放推進室に提出してください。

それ以外の提案(特区の提案又は地域再生の提案を含む場合、並びに、全国、特区いずれでも可の規制改革要望)については、構造改革特区推進室又は地域再生推進室に提出してください。

○ 内閣官房構造改革特区推進室(地域再生推進室)内 提案募集担当

<住所>〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-23-7
第23森ビル6階

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/index.html>

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/index.html>

○ 内閣府規制改革・民間開放推進室内 要望募集担当

<住所>〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39
永田町合同庁舎2階

<http://www.kisei-kaikaku.go.jp/accept/index.html>



(別添2)

「あじさいキャラバン」の実施について

内閣官房構造改革特区推進室
 内閣官房地域再生推進室
 内閣府規制改革・民間開放推進室
 内閣府市場化テスト推進室

1. 趣旨

政府では本年6月1日から30日の1ヶ月間を「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月期間」とし、構造改革特区に関する第7次提案、地域再生に関する第3次提案及び全国で実施すべき規制改革・民間開放要望について、地方公共団体、民間企業等から幅広く受け付けます。

そこで、「あじさいキャラバン」として、職員が全国各地に出向き、今回の月間の趣旨を説明するとともに、各地の地方公共団体、民間企業等からの具体的なご提案、ご要望、ご質問を承る個別の相談会を実施します。

2. プログラムの内容(予定)

1) 挨拶

2) 「構造改革特区」、「地域再生」について

【質疑応答】

3) 「規制改革・民間開放」、「市場化テスト」について

【質疑応答】

4) 提案や制度等に関する個別相談会

(個別にブースを設け、1件30分程度で、個別のご提案やご質問にお答えいたします。)

※ 山形市会場及び鹿児島市会場においては、(社)日本経済研究センター理事長 八代 尚宏 先生、また、郡山市会場及び千葉市会場においては、シダックス株式会社代表取締役会長 志太 勤先生による講演も行う予定です。

3. 開催地・日時・会場(予定)

開催地	日時	会場等	都道府県担当者
秋田県秋田市	5月31日 14:00～17:00	秋田地方総合庁舎第4会議室 (秋田市山王四丁目1-1)	秋田県総務部総務課分権改革推進班 妹尾 明 TEL 018-860-1085 FAX 018-860-1056 Seo-Akira@pref.akita.lg.jp

栃木県宇都宮市	6月1日 13:30 ～ 16:30	自治研修所大講堂 (宇都宮市塙田1-1-20)	栃木県企画部企画調整課 星野弘光 TEL 028-623-2209 FAX 028-650-2045 hoshinoh03@pref.tochigi.jp
福島県郡山市	6月6日 14:00 ～ 17:00	労働福祉会館 中ホール (郡山市虎丸町7-7)	福島県企画調整部企画調整総務 領域 計画評価グループ 須田俊彦、鈴木正史 TEL 024-521-7109 FAX 024-521-7911 suzuki_masashi_01@pref.fikushima.jp
山形県山形市	6月7日 13:00 ～ 17:00	山形県庁601会議室 (山形市松波二丁目8-1)	山形県総務部総合政策室政策企画課 林義和、堀拓嗣 TEL 023-630-3083 FAX 023-630-3082 horih2004@pref.yamagata.jp
千葉県千葉市	6月3日 14:00 ～ 17:00	千葉県教育会館 本館2F 203会議室 (千葉市中央区中央4-13-10)	千葉県総合企画部企画調整課 能條靖雄、佐藤昇三 TEL 043-223-2448 FAX 043-225-4467 y.nujuu2@mc.pref.chiba.jp s.stu34@mb.pref.chiba.jp
東京都文京区	6月13日 14:00 ～ 17:00	文京シビックセンター (文京区春日1-16-21)	内閣官房構造改革特区推進室・地域再生推進室 福嶋慶三、高山健一 TEL 03-5521-6610、6638 FAX 03-3500-0560 toc@cas.go.jp
岐阜県岐阜市	6月2日 午前	岐阜県消防本部 6F 大会議室 (岐阜市美江寺町2-9)	岐阜県知事公室総合政策課総合政策チーム 総合政策第2グループ 西千代美 TEL 058-272-1111 (内線2057) FAX 058-274-8509 nishi-chiyomi@pref.gifu.lg.jp
愛知県岡崎市	6月2日 午後	岡崎市福祉会館 6F ホール (岡崎市朝日町3-2(市役所東隣))	愛知県企画振興部地域振興課 坂田一光 TEL 052-954-6095 FAX 052-954-6906 toshinori_1_kawai@pref.aichi.lg.jp
三重県四日市	6月3日 午後	じばさんみえ(駅前ビル) 2F 研修室6 (四日市市安島1-3-18)	三重県総合企画局政策推進室計画推進グループ 八太(はった)淳之介 TEL 059-224-2062 FAX 059-224-2075 hattaj00@pref.mie.jp

市			
滋賀県大津市	6月15日午後	滋賀ビル 9階「鈴鹿の間」 (大津市梅林1-3-10)	滋賀県政策調整部企画調整課地域振興チーム 清水安治 TEL 077-528-3316 FAX 077-528-4830 shimizu-yasuharu@pref.shiga.lg.jp
奈良県橿原市	6月10日午後	奈良県社会福祉総合センター 研修室B・C (橿原市大久保町320-11)	奈良県企画部地域政策課 小西彰 TEL 0742-27-8473 FAX 0742-23-1425 konishi-akira@office.pref.nara.lg.jp
和歌山県和歌山市	6月9日午後	和歌山県民文化会館 5F 大会議室 (和歌山市小松原通1-1)	和歌山県企画部計画局企画総務課調査調整班 塩路喜英 TEL 073-441-2334 FAX 073-422-1812 shioji_y0003@pref.wakayama.lg.jp
鳥取県鳥取市	6月9日午後	鳥取県立県民文化会館 第4会議室 (鳥取市尚徳町101-5)	鳥取県企画部企画振興課 川口豊長 TEL 0857-26-7171 FAX 0857-26-7127 kawaguchit@pref.tottori.jp
島根県松江市	6月10日午後	島根県庁 6F 講堂 (松江市殿町1番地)	島根県地域振興部地域政策課地域振興室 松本洋子 TEL 0852-22-6234 FAX 0852-22-6042 matsumoto-yoko@pref.shimane.lg.jp
広島県福山市	6月13日14:00～16:30	広島県福山地域事務所 8F 381・382会議室 (福山市三吉町1-1-1)	広島県総務企画部政策企画局 分権改革担当 原健雄 TEL 082-513-2422 FAX 082-212-4025 t-harah0471@pref.hiroshima.jp
山口県周南市	6月13日9:30～12:00	周南総合庁舎 7F 会議室 (周南市毛利町2-38)	山口県地域振興部地域政策課地域企画班 武島麻紀 TEL:083-933-2546 FAX:083-933-2539 takeshima.maki@pref.yamaguchi.lg.jp
高知県高知市	6月14日13:00	高知県庁ホール (高知市丸ノ内1-2-20)	高知県企画振興部企画調整課 右城伸、杉本健治 TEL 088-823-9334 FAX 088-823-9255

知市	～ 15:30		shin_ushiro@ken4.pref.kochi.jp
長崎県長崎市	6 月 9日 午後	JA東長崎ビル5F アイティーアイ会議室 (長崎市興善町6-7)	福岡県企画振興部企画調整課政策推進班 新(あらた)博司 TEL:092-643-3158 FAX:092-643-3160 arata-h1810@pref.fukuoka.lg.jp
福岡県北九州市	6 月1 0日 午後	北九州市役所 3F 大集会室 (北九州市小倉北区内1-1)	長崎県政策企画課企画班 馬場一孝 TEL 095-824-1111 (内線)2034、2035 FAX 095-825-7047 k.baba@pref.nagasaki.lg.jp
熊本県熊本市	6 月1 3日 14:00 ～ 16:30	熊本県庁新館 2F AV会議室 (熊本市水前寺6-18-1)	熊本県総合政策局企画課 梅川日出樹 TEL:096-384-1591 FAX:096-382-4066 umekawa-h@pref.kumamoto.lg.jp
鹿児島県鹿児島市	6 月1 4日 14:00 ～ 17:00	鹿児島県民交流センター 第4会議室 (鹿児島市山下町14-50)	鹿児島県企画調整課 三反田みどり TEL:099-286-2349 FAX:099-286-5525 kikakuss@pref.kagoshima.lg.jp

4. 参加の申し込み

- (1) 開催地の道府県管内の市町村、民間企業、個人の方におかれましては、開催地の道府県にお申し込みください。
 - (2) 開催地以外の都道府県及び市町村、民間企業、個人の方におかれましては、当室のメールアドレス(toc@cas.go.jp)あて、開催日の5日前(土日を除く。)までに申し込んでください。この際、メールのタイトルを「もみじキャラバンへの参加希望(開催地道府県名)」というタイトルを付け、以下の様式を使用して、団体名、参加者の人数、代表者の氏名・所属・電話番号及びメールアドレスを記入してください。
 - (3) また、個別相談会において、具体的なご提案やご相談を希望されるお申し込みのある方は、下記の様式を使用して、個別相談を希望する旨と相談内容の概要を御記入ください。(開催地の道府県管内の団体等の個別相談については、開催地の道府県にお申し込みください。)
- ※ なお、参加希望が多数の場合など会場の都合等により、参加人数や個別相談件数を調整させて頂く場合があることを申し添えます。

様式:あじさいキャラバン参加希望・個別相談申し込み様式